

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第13回） 議事録

1. 開催日時：令和2年5月18日（月）15:30～18:00
2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催
3. 出席者：
 - 依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
 - 生貝 直人 東洋大学 経済学部 准教授
 - 川濱 昇 京都大学大学院 法学研究科 教授
 - 川本 大亮 PwCあらた有限責任監査法人 パートナー
 - 伊永 大輔 東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
 - 塩野 誠 (株)経営共創基盤 共同経営者/マネージングディレクター
 - 増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
 - 森川 博之 東京大学大学院 工学系研究科 教授
 - 山田 香織 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 パートナー
一弁護士

（デジタル市場競争会議委員）

 - 白坂 成功 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 教授
 - 泉水 文雄 神戸大学大学院 法学研究科 教授

4. 議事

- (1) デジタル広告市場の競争評価について
- (2) デジタル市場の競争促進の方向性について

5. 配布資料

- 資料1 事務局提出資料（非公表）
- 資料2 事務局提出資料（非公表）

○依田座長

ただいまから「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、競争会議から白坂先生、泉水先生にも御参加いただきます。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○成田審議官

ありがとうございます。

皆様、お忙しいところ、ありがとうございます。成田でございます。

本日は、議題は2件でございます。

まず、前半ですが、デジタル広告の中間報告の（案）について、御議論をいただければと思っております。

本日の資料につきましては、非公表とさせていただければと思います。

後半、前回に引き続き、デジタル市場競争に係る中期展望レポートの案について御議論いただければと思います。こちらも本日の資料は、非公表でございます。

それから、本日の議事録につきましては、いつもどおり、発言は皆様の確認を得た上で公表ということにさせていただきます。

また、いつものとおり、本日も、終わりました後に記者ブリーフ等を予定しております。

以上でございます。

○依田座長

それでは、早速、デジタル広告の議論に移ります。

事務局から、御説明をいただいた後、意見交換を行います。

それでは、事務局、お願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

中間報告案のポイントだけ申し上げますと、目次のところを御覧いただけますでしょうか。

市場の実態、それから、全体を通しての課題と対応の方向性に係る基本的な方針、それから、各課題と対応の方向性ということで、課題を10個並べております。

最後、今後の取組について記載してあります。

ポイントとなるところは、18ページ目から20ページ目にかけて、ここがこのレポートのおへそになるようなところかと思っております。

課題として市場の透明性に関する課題、それから競争環境に関する課題。

それから、デジタル広告市場における質の問題というのは、やはり周辺のステークホルダー、これは消費者にとっても、広告主にとっても、パブリッシャーにとっても、あるいはデータを提供する側の消費者にとっても、様々な観点から、いろいろ課題、指摘がある中で、やはり発展途上のマーケットであるということで、これを高めていくことが重要であります。

そういう中で、基本的なアプローチとして、基本的な方針を3つ書かせていただいておりますが、1つが、公正性を確保する。また、透明性の向上を図ることが鍵となる。透明性の向上を図ることによって、一般消費者も含めて正しい選択ができるような、そういったことが重要な要素となるのではないかと。

それから、イノベーションによる課題の解決、イノベーションを過度に阻害せず、促す枠組みが必要だろうということ。

それから、パーソナル・データの扱いをどうしようという観点では、やや相反する結果を生みかねないところもありますので、それは横断的な視点が必要となります。

検討の視点ということで、これも5点、今までの部分も踏まえて、まず、複雑で不透明と言われている部分については、特に今、多くの市場関係者が利用せざるを得ないと考えているプラットフォーム事業者については、健全な競争市場を維持する上で、その「公正性」、「透明性」、「選択の可能性」の確保が特に求められること。

パーソナル・データについては、いろいろと御議論いただきましたように、影響、リスクの大きい人たちに、懸念の解消についての取組が特に求められること。

それから、プラットフォーム事業者だけではなくて、関係するステークホルダーそれぞれが、いろいろ取り組んでいく必要があるということで、その関係者の動きを活性化するような、そういう仕組みを考えていく必要がある。

それから、グローバルとローカルでの対応のバランスを追求する必要があること。

高度に複雑化したアルゴリズムによって需給マッチング等が行われる中で、そういったことに対しての規律が機能するように、その辺りを検討する必要があること。

各論につきましては、今日は説明を省かせていただきますが、本日は、正式なワーキンググループのメンバーの方々にお集まりいただきまして、今まで、オブザーバーとして参加いただきおりました、小林様、それから、森様には、事前に御説明をし、コメントをいただいておりますので、そちらのほうで、特に、こういう修正があったほうがいいのかということをお順に御紹介申し上げたいと思います。

まず、44ページ目を開いていただけますでしょうか。

ここは、いわゆる検索市場において、デフォルト設定で、選択設定を求めてはどうかという点です。

課題10のパーソナル・データの扱いでも出てまいりましたけれども、検索のところについて、データのポータビリティを求めるということも明記してはどうかということでもあります。

これは、課題10のところでも検索も含めてでありますけれども、この部分についても、競争政策の観点もござりますので、何らかの追記を考えていくということかと思いますが、この辺、そういうコメントがありました。

続きまして、45ページ目以降でありますけれども、こちらは、いわゆるウォールド・ガーデン問題ということで、プラットフォームから、いわゆるオーディエンス・データが出

てこないという論点でございます。

この点につきまして、45ページ目の2つ目のポツの辺りで、広告主が自ら出稿した広告に関するオーディエンス・データを活用して、マーケティングや広告戦略に活用したいといったニーズについて少し書いております。統計加工されたものならばいいのではないかと、注の17になっていますけれども、より詳細なデータがほしいといった項目があります。

当然、この論点は、個人情報保護法との関係もあって、かなり精緻な議論をしないといけない部分でございます。そういう観点で、小林様のほうから、もう少しその辺りを丁寧に書いたほうがいいのかということでもあります。

そういう意味で、まず、1つは、オーディエンス・データの定義、求める者が、広告主の方々の間でも、必ずしも定まっているわけではないということが1点。

それから、中間整理の後だと思っておりますけれども、広告主が求めるオーディエンス・データについて、個人情報保護法との関係を踏まえながら、関係者との間でより検討を深めていく必要があるということ。

その際に、統計加工情報として出すことができるデータの範囲ということでいったときに、今、既に提供されている範囲がどの程度で、出ていないと言われているものがどの程度のものなのかということ、議論を深めていく必要があるのではないかとという点。

もう一つ、匿名加工情報ですね。統計加工情報と、もう一つ匿名加工にしてというやり方があるのですけれども、そういうことを求めることができるのかどうかというような点。

この辺りの点を、より明確に、記載をしていくべきではないか。その際に、今回の改正個人情報保護法の改正法案において、提供先で個人データとなる場合も含めて明記しております。

それから、61ページ目ではありますが、検索のパラメーターの開示でありますけれども「(3) 対応の方向性」のところ、ここは、我々少し意図していたものは、開示する相手がパブリッシャーだけではなく、それ以外の人ということも意図していたのですけれども、(3)の書き方は、やはりパブリッシャーが記載されているものですから、そこが必ずしも明確になっていないというか、パブリッシャーだけのように見えてしまうという御指摘もありましたので、そこは、パブリッシャーに限らず、あらゆる人という趣旨を明確化しているかと思っております。

73ページ目でございます。

73ページ目の一番下でありますけれども「同意のコントロール性」という言葉がありますが、これは、個人情報保護委員会のほうから、コントロール性というのは、余り聞きなれない言葉なので、コントロールの実効性という言葉にしてはどうかというコメントをもらっております、これもその方向で考えてはどうかと考えております。

それから、74ページ目からあります、信頼関係についての議論であります、この点について2点。

1点は、個人情報保護委員会のほうからコメントをもらっておりまして、基本的に、個人情報保護法上の考え方、プライバシー保護の観点からの事業者の責任というのは、個人の権利・利益を保護するという観点であって、提供する側とされる側の二者関係の如何にかかわらず、それが発生するというのが大前提だということなので、やや信頼関係だけが、そういう責任を生んでしまうかのような誤解が生まれないようにしたほうがいいのではないかと考えています。

そういう当然に発生する事業者の責任において、その内容や履行の程度を考える上で、その二者関係の信頼関係であると、そういう形にしてほしいという修正意見であります。

そういう意味で、例えば、何か所か出てくるわけでありましてけれども、74ページ目の下のほうにある「対応策を講ずべき事業者の考え方」のところの最初の文章であれば、口頭で恐縮ですが、1行目、右のほうで「パーソナル・データを取得・利用する事業者が」とありますけれども、ここのところに、パーソナル・データを取得・利用する事業者のうち、一定の場合には、消費者との間に信頼関係と評価し得る関係が生じるものを評価した上でということ、まず、この事業者のうち一定の場合には、信頼関係という記述にしてはどうかという御意見をいただいております。

それから、信頼の関係では、もう一点、これは、森先生のほうからのコメントをいただいております。

いわゆる信任の連鎖と書いてある部分でありますけれども、前回の議論で、森先生のほうからも、そういう考え方があるのではないかと御指摘をされたわけですが、御自身、もう一回考え直したときに、必ずしもそのデータの中では、消費者の方がデータを取得されることを必ずしも意識していないようなケースもあるかもしれない、そういったケースにおいても、信任の関係があると言えるのか、あるいは信任の連鎖があると言えるのかというところは、ぜひ、皆様にも御議論をいただけないかというコメントがございました。

そういう意味では、必ずしも信任の関係がないところにデータが行ってしまうというようなケースも考えられようかと思っておりますけれども、この辺りを少し御議論いただければと思っております。

それから、最後に、88ページを御覧いただければと思っております。

88ページでありますけれども、ここは、いわゆる同意があっても行うべきでない、そういう記述の部分でございますけれども、小林様のほうから「今後検討対象となり得る具体的なオプション」と書いてある部分の「○」の幾つか、要配慮情報の利用を行う場合等々書いてありますけれども、そこに追加してはどうかということで、重大な意思決定に関わる場合とか、法的な効果を生み出す場合、こういったことも加えたらいいのではないかと。

それから、背景として、小林様の御指摘として、やはり、プロファイリング自体が間違っているケースというのはあるので、そういう意味では、この重大な意思決定に関わるような場合とか、法的な効果を生み出す場合は、間違っただけを前提に、そういうことがあ

ってはいけないのではないかとということでありました。ということで、そういう例示も加えてはどうかという御指摘であります。

以上が、今日、御出席いただいている、小林様、森様からの御指摘を御紹介させていただきました。

最後に、92ページ目、93ページ目で、今後の方向性というのを書いてございますけれども、92ページ目の一番上にありますように、今回、こういう形で中間的な整理と、中間的な取りまとめを行った上で、公表して、内外から御意見をいただくということで、今後の方向性は、もちろん、いろいろと意見も出ようかと思っておりますけれども、具体的な対応策、今回、具体的なオプションとしてあるところについては、まだ決め打ちしていないわけですが、これをより具体的な対策にしていくということが、次のステップになっていくかなと思っております。

そういう意味では、今回は、これまでも何度か御紹介しましたように、中間整理の段階では、例えば、何法でどうするのだといったところは、必ずしも明記しない形で出したかどうかという整理になっております。

そのほか、この下に書いてありますように、広告主とかパブリッシャー、消費者も、関係する人たちにもいろいろと意識を持っていただいて議論を活性化するようにということで、そういう動きも促していくことができると考えております。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○依田座長

それでは、委員の皆様から御意見を伺います。

事務局からの回答を要するコメントもあろうかと思っておりますので、3人ずつ区切りながら進めてまいります。

それでは、まず、生貝先生から、お願いいたします。

○生貝議員

ありがとうございます。

私のほうは、事前の御説明のときにも、少しお話をさせていただいた、特に課題9の検索の透明性の在り方というところで、パブリッシャー以外のところも含めた形で取り扱っていただけるということ、記述に御配慮いただけるということ、承知いたしました。

それで、ここにもう少し加えてなのですけれども、この検索の部分だけに限ったものではないのですけれども、やはり、特に、例えば、この部分というものだけでも、それこそ、競争政策以外でも、私自身、いろいろなところで、このプラットフォームとかルールづくりというところに関わっている限りでも、消費者保護という観点ですとか、あるいはフェイクニュースに関わる問題ですとか、あと、少し変わったところだと、著作権の分野でも、この検索エンジンというところの在り方というものは、やはり社会全体の情報流通のインフラという性質を非常に強く持っているところですから、様々な施策が、それは、自主的なアプローチであれ、共同規制アプローチというものも含めて、それぞれ行われてきてい

るところであります。そういうことは御承知だと思います。

それで、今回、全体として、やはりレポートの性質というところと、このワーキンググループの性質というところからも、競争政策の観点というものを中心に置くというものは、極めてしかるべきと思っているところではあるのですけれども、やはり、同じ対象というものに、いろいろな形での、いろいろな法目的あるいは分野からのアプローチというのがある。それらのことについて、パーソナル・データについては、そういった多様な観点というものを課題10のところ、ある程度含んでいただいた形での書きぶりにしていただいているかと思うのですけれども、やはり、特に、この検索が情報流通全体に与える観点といったようなものに鑑みると、他の分野での取り組みというものをどう考えるか。報告書にどう書くかというよりは、実際の施策を進めていく上で、どう調整していくかというところとの関わりが大きいのかとも思うのですけれども、やはり、競争というのは、もちろんそれ以外の分野と密接に関わっている問題でありますので、ぜひ、そこを少し全体の中で御配慮をいただけるとよいのではないかと思います。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、川濱先生、よろしく願いいたします。

○川濱議員

それでは、私のほうでは、データに係る意見と、個別の意見の2点をお話しさせていただきます。

データに係る意見というのは、意見というよりは感想でして、デジタル広告市場の競争評価は、ちょうど今、アメリカでも司法省、州当局が手を出そうとしているところであり、まさに、こういった形で入れることは、非常に喜ばしいことだと思います。

また、先ほど生貝委員からお話があったように、このデジタル広告市場というのは、ある意味ではプラットフォームの問題の中でも、検索機能やデータなどの根底に関わる問題への取っかかりになる。しかも、伝統的な競争法の問題としてもこれから重要性を持つことは明らかなどころ、今の時期に公表されるというのは、非常に時宜を得ており、このよくない報告書をまとめていただいたことに、お礼を申し上げたいと思います。

もう一点、フィデューシャリー・デューティーに関して、少し細かな話になりますが補足いたします。まず、個人情報からの御指摘のほうは、もっともなことで、もともとフィデューシャリー・デューティーというのは、伝統的な個人情報法の保護に加えて、追加的な義務を課すのはどんな場合かということなので、それで限定するというのは正しいことなのだろうということになるだろうかと思います。

さらに、つけ加えて、次の森委員からの御指摘のほうなのですけれども、まず、ここでの問題は、個々の情報に関する選択ではなくて、データのプラットフォームの中に、乗り出していくものというのは、ある意味で、自分の情報が、何をされるか分からない、それを信頼した上で入っている以上、取扱いに関して不手際があっては困るという形で、まず、

最初の接点を持ったものから、次の接点を持ったものへと、その信頼の連鎖があるというのが、第一の問題なのだということになるかと思えます。この連鎖を受けないで、その連鎖の中に入ってきて信頼に違背したのもフィデューシャリー・デューティー違反になると考えられます。要するに、その連鎖の中で、トラストがあるということを知った上で、状況が分かった上で入っていったものが、その状況が分かった上で、信頼を裏切る行為をやるということは、フィデューシャリー・デューティーの侵害であるのは確かなので、それに余りこだわる必要はないのではないかと。

これは投資の世界でもそうですけれども、信頼の連鎖というのは、信頼の連鎖の枠組みに応じて、携わったものは信任義務を負うということとともに、信任義務があることが分かりながら、割って入っていったものは、やはり、その義務違反であるという形の程度の理解をしておけば、十分にフィデューシャリー・デューティーの世界で説明ができるのではないかという点でございます。

この2点だけでございます。

○依田座長

ありがとうございます。

では、1回ここまでで発言を区切りまして、事務局のほうから、リプライをお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

生貝先生の件、1点目は、そういう方向で、はっきり分かるように書いていきたいと思えます。

2点目の、もちろん、いろんな角度からの政策が、検索に限らず、いろいろとありますので、それはおっしゃったように、一つ一つ書くと切りがなくなってしまうことですが、実際の政策を進めていく上で、そういうことを、うまく横連携しながらということかと思っております。

それから、川濱先生もありがとうございます。

特に後者のほうのフィデューシャリーの件については、ほかの方のコメントも踏まえた上で検討します。

それから、連鎖のところは、この後、ほかの方からの御意見もあるかもしれませんが、今、おっしゃったようなところを補足するかどうかも含めて、考えてみたいと思えます。

事務局からは、以上です。

○依田座長

どうもありがとうございます。

川本先生、よろしくお願いいたします。

○川本議員

よろしく申し上げます。

全体としては、これまでの各先生方のコメントを反映してくださっていて、課題についても、数は一緒ですけれども、内容を再整理していただいて、より分かりやすい内容になったと思っていますので、全体としては非常によいものになっているかなと思います。取りまとめ、本当にありがとうございました。

モニタリングのところについて、これまで何回かコメントをさせていただきましたが、APIの開放であったり、社内の規律やシステム上での手当のところを組み合わせ、それらの組み合わせを利用して、モニタリングをかけていくという方向性も違和感ございません。

事例として、実際に第三者としてネット広告の効果測定をやっている会社からも話を聞いたのですが、その会社は、強い広告主の力を使って、サーバーからデータを入手して、広告の公開やインプレッション情報などが正確にレポートされているか、第三者の観点で分析しているのですが、彼らとの会話の中でも、APIが開放されれば、彼らが今やっているようなものと同等的なものは普通にできるようになるとのことでしたし、そこでも、オープンAPIプラス内部統制やシステムロジックの検証の組み合わせが有効という話も出ていたので、今まで皆さんと一緒に整理してきた内容とも合致しているかなと思っています。

一点だけ課題9のところ、検索エンジンの主要パラメーターの開示というところがあるのですが、ほかの箇所で開示とモニタリングがセットで検討されているという観点では、課題9の主要パラメーターの開示のところについても、そのパラメーターが、実際に実装されているのかというところを、何かしらモニタリングする、報告を受けるところを考えてもいいのかなと思いました。

私からは、以上です。

○依田座長

どうもありがとうございます。

続きまして、伊永先生、お願いいたします。

○伊永議員

私のほうからは、広告市場については2点あります。

1点目は、事務局から後日追加で送られてきたオプトインとオプトアウトの整理についてなのですが、非常にすばらしい案だと思いました。ぜひ報告書に盛り込むべきだと思います。私は、オプトインとオプトアウトの理論的な違いをどうやって説明すればいいのか、いつも悩んでいたのですが、まさにこの整理でいいのではないかと思ったのが1点目です。

2点目は、同意をする際にユーザーに対して表示される選択肢に中立性が求められるという点についても書いたらどうかと思いました。イギリスのCMAが公表しているデジタル広告の報告書に書かれている点なのですが、ニュートラルティーの確保もバイアスを避けるためには非常に重要になります。要は、単に選択肢を設ければいいわけではなくて、選

択肢を設けても、その選択肢が対等な関係、バイアスがかかっていないものになっていなければ、結局のところ、同意の実質性を担保できませんので、中立性も重要であるという点について、どこかで触れたらどうかと思いました。どこに盛り込めばいいのか、具体的な箇所にこだわりはないのですが、オプトアウトのところなのかもしれません。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、塩野先生、お願いいたします。

○塩野議員

ありがとうございます。

今回、こちらの報告書で、全体として非常にしっかりとおまとめいただいて、ありがとうございます。

私も、質問というのではなくて、全体のコメントで、まさに、先ほどほかの先生もおっしゃられたように、米国司法省がグーグルに対して訴訟の準備をしているというお話がリアルタイムで出てきたりとか、あと、やはりパーソナル・データに関しましては、今回、コロナウイルス、COVID-19の影響もあり、今後、これがどういうふうに使われていくかというのが、非常に、今、注目を集めているところで、この書面自体も非常に注目を集める可能性がある。

それは、やはり監視、サーベイランスとか位置情報の文脈で、もともとデジタルプラットフォームがすごく情報を持っている中で、その使用目的が、今後、コロナの影響で拡大であったりとか、政府、パブリックセクターと少し融合して使って使われるみたいなことが、耳目を集めてくると思いますので、そこはまさに、これを書き加えて反映することではないと思うのですけれども、消費者側が、どれぐらい自分のパーソナル・データをコントロールできるかというのが、リアルタイムで、ここにも書かれているように、どんどん変わっていくという状況を、今一度認識して、これが世に出るべきだなと考えております。

以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、森川先生、お願いいたします。

○森川議員

森川です。

ありがとうございます。

1点だけ細かいコメントなのですが、最後のところで、これからの取組という、今後の取組のところ、この書きぶりで、何か前向きな、今のままだと、少し上から目線が入っている感じがして、もっと前向きに健全で、持続的で、安定的な広告市場をみんなのために作り上げていくのだというような雰囲気をもっとあってもいいのかなと思いました。

た。

それとともに、市場自体がダイナミックなので、いろいろと今回で全てフィックスするのではなくて柔軟に対応していくような、何か柔らかさみたいなものが、今後の取組の中にあってもいいのかなと思った次第です。

以上です。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島先生、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

各コメントの全体の中でのつながりは、まだ整理し切れていないのですが、何点かコメントさせてください。まず、先ほどから何度か出ているフィデューシャリーの議論と、この信頼の連鎖の議論について、確かに金融の領域で、最近特に、川上から川下まで、最後、お客さんのところに届くまで、全ての事業者について、フィデューシャリー的な顧客本位ということを考えなさいと、こういう流れがあって、これはおそらく、フィデューシャリーの考え方からすると、結構新しいものの考え方だと承知をしているのです。こういう言説があるというのは承知をしています。

他方で、インフォメーション・フィデューシャリーの議論の中で、今、どういう議論になっているかということ、おそらく事務局の方々も御覧になっていらっしゃるパークレーのアリエル・ドブキン先生が書いてあるものは、まずフィデューシャリーがいますと。それで、間にユーザーとの直接の関係もなく、ユーザーも情報を取られているということを知らない人たちもいますという、こういう状況になっているときに、表示のロジックはどうなっていたかということ、フィデューシャリーであるところの事業者として何をすべきかということ考えたときに、間に入っているデータブローカーみたいな人たちには、ユーザーとの間にフィデューシャリーがないという前提のもとで、そういう人たちに対するデータを提供してしまうこと、もしくは、フィデューシャリーの関係が成立していない人からデータをもらうことがフィデューシャリーとして問題なのではないかと、こういう議論の立て方をしているという点がございます。

これでいくと、データフローを妨げていくような話になってしまうので、もしかすると、今、やろうとしているプラットフォームから、もっとデータを出しなさいという議論との関係で、どう連動させていったらいいのか、匿名化して渡しなさいよという話なのか、どういう議論が、そこどうまく整合するのか分からないのですけれども、インフォメーション・フィデューシャリーの議論の中では、そういう言われ方をしています。要するにフィデューシャリーを定めて、そのフィデューシャリーの人に対する義務の対応として議論をします。その議論の中には、たとえばデータを渡すのであるとすると、渡した先で起こった何かおかしいことというのは、フィデューシャリーの責任ですよと、こういうものの言

い方です。こういうものの言い方によってその先のデータブローカーの行動を間接的に規律して問題を解消していくというやり方があるようです。

何でもかんでもフィデューシャリーというふうに言って、連鎖という話をすると、フィデューシャリーが増えてしまうわけですがけれども、そうではなくむしろポイントとなる場所にフィデューシャリーを置いて、これに規範を及ぼして、その流れで起こることについて、ちゃんとフィデューシャリーにコントロールさせるということをする、全体がきれいにながれると、こういう発想も、あり得るのではないかと思いました。海外の文献では、そういう書きぶりになっていたように見えたというのが1つです。

もう一つは、伊永先生からおっしゃっていただいたのですが、スタートの中立性のお話ですが、これもスタートのときにというか、どちらをデフォルトにするかの、この設定自身も、おそらくフィデューシャリーの義務として何をしなければいけないかと、こういう観点から中立に、もしくはお客さんのほうに有利に、それを設定するというのが、フィデューシャリーの義務の要求するところであろうという報告なのだろうと理解したという次第です。

ごめんなさい、フィデューシャリーものばかりでしたけれども、以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

山田先生、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

このペーパーの性質についてですが、基本的に問題を提起して、今後の方向性を示し、それを実現するツールは具体的に何に基づくのかはつきり書かず、プラットフォームに対して何々を求める、と書くにとどめて、主語は政府から求めるということかとは思いますが、その辺りのことはふわっとした形で書いてある。あとは、書き方の話として、理想論として何々が求められる、自分で変えてください、という書き方をしているところと、こういう規範を作ってモニタリングをする、という様に、透明化法案の枠の中でモニタリングする方針をある程度具体的に示しているところも混ざっています。先ほどパブコメをかけますとおっしゃっていたのですが、会社側にしてみれば、ここで挙がっている論点のうち、実行し易いものと、そうではないものが混ざっていて、特に外国会社のプラットフォームの場合はおそらく、「何々を求める」と政府が求める建付けになったところで、ではどこまで強制力があるのですかという話になるのではないのでしょうか。現実的には、自主規制に任せざるを得ないようなものもあるでしょうし、ベストプラクティスという形でふわっとまとめざるを得ないものもあるように思います。今回、おそらくツールのところを敢えて具体的に書かれていなくて、これから議論をトリガーする論点表みたいな、非常に充実した論点表だという理解なのですが、ただおそらく、何がツールになるのかが、今後の要になってくる訳です。ふわっとせざるを得ない論点があるだろうという

前提で、さっき森川先生も少しおっしゃっていましたが、この紙の建付けは何なのかという意味で、さっきトップダウンでいいのかというご発言もありましたけれども、この業界は今までどんどん成長する中でそこまで気が回っていなかったが自発的に改善することはさほど難しくないという点もある訳で、それをやり易くするための紙にする必要がある。

ですので、最初がいいのか、場所は分からないですけれども、デジタルが世の中の中心になっていく中、双方向で変えようではないかみたいなメッセージがあったほうが、受け取るプラットフォームの側としても、多分、歩み寄れるところは強制力がなくても歩み寄れるような、社内のパブリケーション的にも、そういう整理ができるのではないかという感想を持ちました。

○依田座長

どうもありがとうございます。

では、続きまして、親会議のほうから白坂先生、泉水先生にお願いしたいと思います。

白坂先生、お願いします。

○白坂議員

ありがとうございます。

まず、これまでいろんな意見を、私もはじめ、いろんな先生方からいただいたものを反映して、これだけ分かりやすく、簡潔にまとめていただいたことに対してお礼を申し上げたいと思います。大変よくできていると思います。ありがとうございました。

特に、透明化法案の課題にも記述がありますが、基本的には、この分野は、やはりすごく動きが速いので、細かく、これをやりなさいというよりは、自分たちで考えて、こう考えるからこれで大丈夫だと思えるというものを、ちゃんと外に示し、それが検証可能になっている。それに対してモニターが入るという形で回していくしかないと思っています。それが各所に散りばめられながらですが、書いてあるので、いいのではないかと考えています。

コメントとしては1点あります。これは、どこまでかけるかというのがあるのですが、今後の取組のところは少し気になっています。これは、よくないかというのではなくて、この分野は、とにかく速い分野で、どんどん変わっていくといったときに、今、山田先生からも御指摘がありましたけれども、今すぐ完璧にできるわけではないものもあつたりします。いわゆる自動運転では、ステイト・オブ・ジ・アートとかよく言いますが、とにかくできることをみんなで最善のことをやっていながら、この分野をどんどんよくして行って、みんなが安心して、この分野を使えるようにして行って広げていく。このためにも、みんなの意見を聞いて、それに対して、こちらでまとめていくことが必要かと思っています。

さらに、これも一旦まとめて終わりではなくて、やはり、これがどんどん変わっていくのだという前提のもと、みんなで常に、この分野を一緒によくしていくという活動をし続

けないといけないというイメージが読み取れると、みんな積極的に意見をしてくれる。これは、パブリックコメントでたくさん意見がもらえるほうがいいかなと思っていて、ごく限られた人が出してくるよりは、やはり多様な意見がほしいかなと思っていますので、ぜひ、そういうふうな書き方をしてもらえればと思います。

特に、課題のところを見ますと、今回、この中間報告は、デジタル広告市場なのですけども、何人かの先生もおっしゃっていましたが、課題はデジタル市場に関連するといえますか、根底になっているのが結構多くて、ここで方向性が決まると、広告市場だけではなくて、デジタル市場そのもののベースにかなり影響していきたくらいかなと思っています。そういった意味では多様な意見をいただけるような形で、みんなに協力してもらえそうな表現ができればいいかなと思います。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。全くそのとおりだと思います。

続きまして、泉水先生、よろしく願いいたします。

○泉水議員

それでは、私のほうでは、大きく1点と、若干もう一点ということにさせていただきたいと思います。

1点目は、山田先生がおっしゃったとおりなのですが、報告書では18ページの辺りから「2 デジタル広告市場における課題と対応の方向性に係る基本的な方針」として、特性と課題とかが挙がっているのですが、そもそもこのところで、一体何を狙っているのか、基本方針で何を狙っているのかというのが、今からこんなことを言うてはいけないのかもしれませんが、ちょっと分かりにくくて、つまり、この後、実態調査等を見ると、広告主とか、あるいは広告代理店が不満を抱いているとか、困っているというので、彼らの場合によっては保護してあげようとか、あるいは消費者について、消費者が不安を抱いている、あるいは不満を抱いている、だから、それを救済してあげようと、こういう報告書のように見えなくはないのです。

だけれども、そういう公正性とか、透明性とか、そういう面も、もちろんあるとは思いますが、基本は、そのような不安あるいは不満をできるだけ解消することによって、デジタル広告市場を育てていこうというか、あるいはより大きな市場を構築しようという話で、つまり、広告主等についても、安心してデジタル広告市場を使えるようにしよう、消費者も安心して広告、場合によっては情報提供等もしたり、利用しよう、できるようにしよう、そうすることによってデジタル広告市場を促進させていくと、市場自身が促進されていって、それは、先ほど山田先生がおっしゃったように、これは、デジタルプラットフォーム事業者にとっても全く悪いことではなくて、むしろデジタルプラットフォーム事業者にとってもいいことなのだと、みんなで方針を作っていきましょう、あるいは、それをより促進していきましょう、そういうことを目指しているのだということが、もう

少し正面に出てきたらいいのかなという気がいたします。透明化法も、まさに、そういうふう書かれていると思うのです。その辺りが、もちろん、両方の面があると思うのですけれども、そちらのほうがもう少しはっきり書かれたらいいかなと思います。これが第1点です。

もう一点は、課題の最後のところで、パーソナル・データの部分が、誰かが御指摘されたように、この部分というのは、全体の中では少し変わった部分になっていて、一種の消費者の利益とか、あるいは権利に関わるようなことも書かれていると、少し1か所だけ変わっているのですけれども、これについて、それはそれでいいと思っているのですけれども、これについては、表題、タイトルがパーソナル・データとなっていて、その後、副題がついていますが、そこから、なかなかその内容が読み取れないというか、皆さん、目次を見て、全体に何が書いているかを考えられる、実際に、具体的な個々の記述を読む方は、そんな多くはないと思います。そういう意味では、目次というのは大事だと思うのですが、タイトルは大事だと思うのですが、この辺り、もう少し工夫が必要かなと思っています。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

今まで、ここで一巡、御意見を伺いましたので、事務局、何かコメントはございますでしょうか。

○成田審議官

ありがとうございます。

順番に、川本先生からいただきました、検索のところのモニタリングというのも、もし、よろしければ加えさせていただければと思っております。

それから、伊永先生からいただきました、皆さん、途中でお送りしたオプトイン、オプトアウトのところは、前回、依田先生のほうからもコメントをいただいたところでありまして、アンケートの読み取り方からして、行動経済学的に言うと、今のいろんな設定が、結果的に、本来だったら拒否したいような人まで受け入れているような格好になっているということを入れてはどうかということ、これは盛り込むことで考えてみたいと思っております。それから、中立性の話も、考えてみたいと思っております。

それから、森川先生のほうからもいただきまして、そのほか、泉水先生、山田先生からもいただきました、ちょっと前向き感というか、みんなで健全にということころは、先生方から御指摘をいただいておりますので、その方向で、上から目線にならないように、ちょっと書き換えたいと思います。

あと、柔軟に取り組むべきという点もそのとおりに思います。

それから、増島先生のおっしゃったフィデューシャリーの話は、ちょっとこれは、この場で御議論をいただければと思うのですけれども、渡すほう、もらうほうというふうにすると、確かに、途中で触れられたように、余計プラットフォームがデータを出せなくなる

という方向に向かうリスクもあるような気がして、そういうことまで追加したほうがいいかどうか、皆さん、御議論いただければ幸いです。

それから、山田先生からいただきました、ツールを書く、書かないのところはあるのですけれども、求める、求められるというのは、そういう意味で、なるべく客観性のある書き方にしようとしたところ、一部漏れがあったりするかもしれないので、見直したいと思っております。

それから、先ほど触れた、今後の取組のところの御指摘、それから、泉水先生のご指摘についても検討します。

最後の消費者のパーソナル・データのところは、消費者の視点とか、消費者の利益とか、消費者の観点とか、そういう形で考えたいと思います。

私のほうからは、以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

今、一巡過ぎまして、これから二巡目で御意見を伺うところでありますが、感想を述べた上で、また、皆様の御意見を伺いたいと思っております。

オンラインモールとアプリマーケットに関しては、透明化法案が今、国会で御議論いただいているところでして、下請保護的な観点で優越的地位濫用的な観点で法案化しやすかったところがあります。

このデジタル広告市場は、取っかかりを見つけるのに時間がかかりましたが、皆様がおっしゃったように、本命に当たる最も重要な市場になってくると思います。

ただ、市場が成熟しているかどうかというと、ターゲティングやプロファイリングも、メガプラットフォームはやってはいるけれども、余り効いていないというようなことが分かりつつもありますし、現場のほうで強い競争法上の違法性を指摘するようなどころまでは意見が上がっていない。

ユーザーのほうも、プライバシー等について、ターゲティングされることについて7割方が煩わしいだけだという声もあるところです。

こういった中で、どういう方向に持っていくかというところの議論がありまして、パブコメ等でもかなり強い態度で跳ね返ってくるだろうなというのは予想されまして、広告の取引IDだとか、オープンAPIとか、パラメーター公開とか、あるいはユーザーに対するデフォルトの見せ方の変更とかというのは、分かりましたとは言ってもらえないだろうという想像もつきます。

しかし、デジタル広告市場は、今後のデジタル市場そのものを占う本命でありますから、簡単ではないかもしれないけれども、共同規制、モニタリングという方向にお互い歩み寄りながら対話を続けていかないといけないというところもあります。

最後に1点つけ加えますと、公正取引委員会と消費者庁がすばらしいアンケート調査を事業者と消費者に対して行ってくれたがゆえに、我々の議論も、具体性をもって取りまと

めができているかとも思っております。

そういったところも踏まえまして、今後、この報告書を取引透明化という中において位置づけるために、どうもっていけばいいか、忌憚のない御意見も含めて、2ラウンド目に行ければと思っております。

生貝先生、川本先生、伊永先生、塩野先生、もし、ありましたら、お願いいたします。

○塩野議員

まさに、今、依田先生がおっしゃっていただいたところなのですが、今後というところにまいりますと、まさに、どこが対話の窓口になって、執行を担っていくかと、執行、運用面ですね。そこのほうに、もし、パブコメ等の注目が集まったときに、今回、まさに公正取引委員会であったり、消費者庁さんであったりとかが、非常に具体的に話をされていて、では、執行段階になったら、誰が何をやるのだというところの、プラットフォーム側から見れば、対話の窓口がどこになって、そこで、ほかの先生方も言っていたように、もし、ちゃんと本当に対話が進んで、ウイン・ウインの関係を作っていけるのであれば、そのコミュニケーションプロセスはどうなるのだというのは、もしかしたら出てくる話なのかなと思いましたが、そこに関して、事務局の御意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

○依田座長

今、事務局の御意見ということもありますので、ここで、もし、事務局から何かありましたら、お願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

対話の窓口、コミュニケーションですけれども、これから中間報告を今度おまとめいただいて、公表した後は、引き続き最終報告に向けて、今度は具体的な設計の議論がありますので、それに際しては、我々のデジタル市場本部のほうで窓口になって、他方で、公取委さんのほうも同時に、これは、先日、アンケート調査をまとめてくれていましたが、さらに掘り下げた調査、ヒアリングというのをやられますので、そういう意味では、公取委さんが窓口としては、ツインで連携しながらという形になろうかと思っております。ただ、具体的に、我々のこのラインでの最終報告に向けては、デジタル本部のほうを中心になるのかなと。

それから、その後、どのツールによるかということになると、仮に透明化法案という形であれば関係省庁と連携してと、そういう窓口対応になるのかなと思っております。

○依田座長

ありがとうございます。

では、伊永先生、お願いします。

○伊永議員

これまでも申し上げたことでありますし、それから、今回の報告書では、この話に言及しないということは、もう既に伺っているのですが、やはり、大事なのは、これまでの法体系で対応できるのはどこまでなのか、今後、どの法律をいじれば対応できるようになるのかというところを整理しておくのが大事なかなと思いました。

プラットフォーム事業者と対話をする際に、総論賛成、各論反対ということが予想されるわけですが、その各論というのが、具体的には、例えば、データの共有をすれば個人情報保護法上、こんなリスクがあるのですという話になってしまうと、議論や取組みもストップしてしまうことになりかねません。せっかく理念としてはすばらしくても、個々の議論においてストップするとよくないので、この整理が、ネクストステップとして重要となると思っています。

○依田座長

ありがとうございます。

生貝先生、お願いします。

○生貝議員

今の対話の窓口というところの関係で、一つは政府としてどこが対話の窓口になるかは、今、御言及いただいていたとおり重要で、もう一つ、共同規制アプローチのプロセスの中だと、民のやりとりの中で、どこがカウンターパートとなるのか、対話の主たる相手になるのかといったようなところも、よく考えておく必要はあるのかなと思います。

やはり、話し合いで解決されてくれれば、一番よいというのは、これは議論全体としてあるわけなのですが、今のところ、民の対話のフォーメーションというものが、多分はっきりしていないという問題がある。

ある種、政府の役割というのは、そのコーディネーションといいますか、行司役といいますか、そういうところがあるのだろうといったようにときに、民の側の対話の窓口というのをどう考えるかというのも、少し頭には入れておく必要があるかと思います。

○依田座長

今のお二方のコメントで、事務局、どうですかね、何か不安のようなものはございますか。

○成田審議官

ありがとうございます。

どちらも重要な論点でありがとうございます。

まず、後者のほうから、生貝先生のほうで民のやりとりのカウンターパート、まさに非常に重要なところだと思っていまして、やはり当事者同士で対話してもらわないと、先ほどのオーディエンス・データのところなども、我々が間に立っているだけだと、話が通じにくいところもありますので、場合によっては、例えば、ちょっとグループみたいなもの、意見の集約になるような、そういう当事者の方々のグループのようなものを形成して対応していただくとか、最後のほうに少し書いてあるのですが、これから、広告主、

パブリッシャーの会話が非常に重要だと思っておりまして、そういうファシリテートは、まさに必要だと思っております。重要な指摘をありがとうございます。そのような方向でできればと思っております。

それから、法律の体系について、伊永先生の御指摘もそのとおりでありまして、今まさに我々のほうでも、どういうふうに対応していけるのか、頭の体操をしているところであります。

すみません、ちょっと長くなりました。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、増島先生、お願いします。

○増島議員

規制対象となる事業者が、規制内容と規制者のインセンティブ、業界全体のインセンティブのゆがみなどを把握したうえで、制度が達成したい目標の達成に真に貢献するというよりも、もっと戦略的に対応するというのが一定あるので、そこを読んだ形で、まず、やるとしたときに、どういうやり方が一番よいのか。日本の国力といいますか経済力・意思決定力では、法律にあるかどうかということとは別に現実にできること、できないことがあり、日本では、おそらくグループを解体しろという議論が事実上できないのではないかと、あと、欧米のように高額な賠償をしろという議論が実務的にできない。この2つは、日本は現実的に利用可能なツールとして政府が持っていないという状態です。各国は、こうしたツールを交渉材料に使いながら、場合によっては司法を活用することも含めて脅しを与え、最終的にいいところに落とすみたいなのをやるはずなのですけれども、日本は、現実的なオプションとしてそれができない中で、どうやると一番効率的にと、取りたい実を取れるかと、こういうことを考えなければいけない国ですと、多分、こういうことだと思います。

そうなったときに、1つ、グローバルプラットフォームの人たちの中で、発想としてあるのは、個別の国ごとにいろいろ違うことをやらされたくないというのは、多分、強くあると思っていますので、我々は、彼らと敵対がなかなかしにくいという中で、彼らとある意味、握りにいくような、要するに、我々は米国なりEUといろいろなコネクションがあるという中で、日本として、こういう方針というところが言えるような立場に、もし、あるとして、それで欧州とか英国とかの人たちにも、日本は、こういう方向らしいぞ、みたいなものが、一定の影響をコーディネーションという意味でもたらすことができるのであれば、そういうやり方ができるのも一つではないかと。

そのときに大事なのは、日本政府に対するカウンターパートが誰かと、やはり、ここになってくると思うのです。これは、何度も申し上げているのですけれども、何とか議論の中に、グローバルにちゃんと物事を考える、本社の経営幹部の人たちとうまくつながって、いい関係を作って、握るところは握って、その握りで欧州とか何とかとコーディネーショ

ンを図っていくみたいなやり方、おそらく、今、データフリーフローなども、まさに欧州がこう言っていて、アメリカがこう言っていてという中で、この辺でやりませんかみたいな話をして全体をつないでいくという日本のポジショニングとしては、そういうやり方をやっていると思うのですが、それと同じような話で、うまく間をつないでいくところで、我々の力を発揮するようなプレイができたらいいのではないかと思います。こういうことであります。

あと、もう一つ、マルチステイクなのですけれども、これは、いろんなところでマルチステイクとやるのですけれども、マルチステイクのステイクを持っているはずの人たちの、とにかく声が余り強くなって、ちゃんとしたマルチステイクの落ちつきどころに落ちつかないということがいっぱい起こります。特に、消費者を巻き込んだものだと、消費者側の声が、どうしても偏っていたり、ちゃんと前向きなところに行かなくて、やはりいいところに落ちないということが起こるのですけれども、おそらく広告のBtoBでも、やはり似たような話になるだろうなという感じがします。パブリッシャーであれ、何であれですね。

そうなったときに、しようがないのですけれども、一定、彼らに落としどころを示しながら、ある程度ガイドするというのをやらないと、政府としては落ちてほしいところに落ちないということがおこるのではないかと。いいところに落ちないというのは、日本国にとっては全然いいことではないので、そうすると、それぞれのプレイヤーにちゃんとガイドする、これはすごく面倒くさいし、大変なことで、事業者は本来自らの利益のために自身がやるべきなのに何でこんなことをしなければいけないのだという感じもするのですけれども、多分やらないと、政府がたどり着きたいところにたどり着かないかもしれないので、そこをもう少し工夫する必要があるかなと感じました。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

森川先生、お願いします。

○森川議員

今までの生貝先生とか、今の増島先生と全く同じで、共同規制とかマルチステークホルダー的なところをうまく動かしていく、それをちょっと試行錯誤しながらやっていくしかないのかなと思います。

これは、最適にどうやればいいのかとか、やはり国、霞が関でも、これからというか、今まででも、やはり非常に悩みながらやっていますので、割り切って、とにかくやってみることが重要かなと思っています。

あと、増島先生もおっしゃられましたけれども、OECDとかを仲間につけていくとか、そういう走りながら考えていくというのが、そういう形でいいのかなと思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

山田先生、お願いします。

○山田議員

ツールという具体的な文脈よりも若干大きな話になるのですが、私自身は、このツールを具体的にどう実現していくかを考えるときに、日本の立ち位置をどう見極めるかと無関係ではいけないと思います。今新聞などでも、このコロナ禍で、今後想定される貿易戦争で日本が一人勝ちする可能性と言う記事もあれば、日本が取り残される可能性と言う記事もありますけれども、おそらくここ24か月ぐらいが、今GDPが世界3位の日本がどうなっていくのか、ある意味、まさに動いている時期だと思うのです。

実際、製造業などですと、過去2、3か月で我々が見ている案件でも、中国から原料を買っていたものが日本のサプライヤーに動いたりしています。デジタルの分野でも、各プラットフォームがアジアの拠点の中心をどこに置くかという議論は、常にあるわけなのですが、今香港がああいう感じになってきていて、各社様子を見ている。そんな中で、例えば欧州の幾つかのメンバー国の中では、プラットフォームに対して相当強く出ようとしている当局もある中で、日本はどこまでやるのかを考える上で、2つの視点を忘れてはいけないのではないかと。1つは、日本をアジアの中心拠点にしたら面倒くさいなと思わせてしまうようなところまで規制をやり過ぎていいものかという点。例えば巨大なプラットフォームのアジア本社を日本に置いてもらうメリットはものすごくあるわけで、優秀なプログラマー等も日本に集まるといことなので、そうすると、そこから漏れ出る日本のベンチャー企業、日本のスタートアップへのネットワークのメリットを1つ考えておいたほうがいい。

もう一つは、国際社会の中で、日本はこの分野でハードは強くてもソフトは弱いと言われて存在感が薄れる一方な訳ですが、土俵際でとどまるためにも、この議論で、やはり欧米に譲っているだけではなく何か言いたい、そのためにも、やはりメガプラットフォームが、日本は重要な規制当局だと思ってくれないといけなくて、そうすると、今度は、最初の論点とベクトルは逆なのですから、それなりに骨のある規制の必要もある。例えば全部モニタリングだから、なりゆきで、あうんの呼吸でやりましょうというようなずるずるの運用でやってしまうと、規制される側も余り気にしなくていいのかなと、逆に言うと、要は会社側が日本政府の言うことをまともに受け取ってくれないようだ、日本政府の国際社会での声も消える、そのバランスをうまく取ったツールを選ぶのがいいのではないかと思います。

○依田座長

どうもありがとうございました。

今まで委員の御意見を聞いてきまして、ここから、親会議のほうで白坂先生、泉水先生、こうした委員の御意見というものを、また、もっと実際に施行していく政治のほうにももの伝えていく必要がありますので、そこら辺で、コメントを白坂先生、泉水先生から伺って、

最後に事務局のほうからリプライをもらいたいと思いますので、白坂先生、泉水先生、それぞれよろしくお願ひします。

○白坂議員

ありがとうございます。白坂です。

皆さんの御意見、ありがとうございます。大変難しいなと思ひながら、実際聞いておりました。

今回、デジタル広告市場だけではなくて、この後の中期展望のほうにも関わってくると思うのですけれども、やはり、日本がこの分野で、ちょうど本当に、今、山田先生がおっしゃられたとおり、激動で、本当に変わろうとしていく中で、どう位置づけていくかというのに、本当に重要なタイミングだと思ひています。

そういった意味では、先生方おっしゃられているのは、そのとおりなのですが、この中で、これをこの後どういうふうにもっていきかというの、本当にこのワーキンググループの皆さんの御意見が参考になるかと思ひています。

そういった意味では、先ほども申しましたが、今回のこれは、中間報告（案）でして、課題があつて、方向性はあるのですけれども、では、具体的にどうするかというの、本当にこれからです。私が重要だと思ひているのは、やはりスピード感でして、いかに早く回していくか。

先ほど、森川先生がおっしゃっていましたが、多分、これはずっと議論して、みんなが納得していくまで、ずっと議論をし続けていると、逆によくないと思ひて、早く回しながら、今の最善でやってみる。今の限られた時間の最善でやってみて、そこからフィードバックをかけるというのを、少しこの分野はやらざるを得ないのではないかと思ひています。

そういった意味では、本当にマルチステークホルダーの中でやっていくやり方も確立していない中なのですが、本当にこれもやっていきながら、どんどんアップデートしていきながら、日本の位置づけというものをよりいいところにもっていきかというのを、多分、このワーキングの先生方の御意見を参考にしながら、反映させていただきながらやっていくのだと思ひています。

ですので、今回、皆さんにたくさん御意見をいただいて、なかなか難しいこともたくさんあるのですが、ぜひ、引き続き御意見をいただければと思ひております。

多くは、実は、次の中間展望のレポートにも関係しているなど、正直、聞きながら思ひて、そちらのほうでも、また、議論が出るかと思ひますので、引き続き、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございます。

泉水先生、私のほうからも1つ御質問がありまして、こういった議論というのがある一

方で、他方で、取引透明化法案という法律のほうに、位置づけるかどうかも含めて、御意見がありましたら、お願いします。

○泉水議員

今、透明化法案の関係を言われましたが、その前に、親会議のメンバーというよりも、法律の研究者として、あるいは競争法の研究者として、どんなツールがあるかと言われた場合には、一言言わないわけにはいかないツールが、これまでで触れられていないなと思いますので、そちらを先に申し上げます。

それは、先ほども、日本では、企業分割はできないのだというお話があって、確かにアメリカの司法省の反トラスト局長は、どうも企業分割さえ示唆するような発言をしていますし、実際に、マイクロソフトのような企業分割を試みた例があるわけです。

これに対して、日本では企業分割というのは、見たことがないということになるのですが、日本の法律という点で行くと、日本の法律には、実は企業分割制度、しかも過去における企業結合を再審査するのではなく、現在の独占的等の状態そのものを問題とする純粋企業分割制度という驚くべきものがあるのです。これは何かというと、独禁法の中の独占的状態の規制というのがあるって、2条7項で定義されて、8条の4で発動のための要件が置かれています。もちろん、使われたことはないわけです。

これがあって、しかも条文を読んだら、売上額が1000億円とか、シェアが非常に高い要件があるのですが、実は、今回、問題になっている1社について言うならば、満たしているのではないかと、独占的状態の定義の要件を満たしている可能性さえある。

費用に対して、価格が上昇しているという辺りも少し怪しいのですけれども、けれども、かなり満たしている可能性がある。

数年前から、この要件を満たしている、シェアとか売上額の基準を満たしている企業を公表しなくなったのは、公表しなくなったのだから、公になっていなくても対象にはなるのだという論理だと思いますので、そういうふうに行くと、企業分割制度、独占的状態の規制があるのだということは、一応、特に法律があれば、それは守りますという事業者に対しては、一言言っておいて悪くはないし、それは、これからやられるいろんな交渉でコミットメントを促す上で重要ではないかと。本当に要件を満たすかどうかは不確かなのではあるのですけれども。

ということで、独占的状態の規制についても、どういうツールがあるかと言われたら、一切触れないでいいのかという気がいたします。これが第1点です。

もう一点、透明化法案との関係について言えば、私自身も検討していないので十分分かりませんが、透明化法案の中の幾つかの開示規制が中心ですけれども、その中で、かなり規制できるものがあるのかなという気はいたします。

すみません、依田先生の質問に対しては、お答えはちょっとできませんけれども、というか、その切り分けを今後、どこまで透明化法案でできるのか、できないのか、透明化法案の今後開示すべき対象を広げていくという形で対応できるのか、この辺りは、今後細か

く、具体的に検討していかなければいけないかなと思っています。

以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

前半のほうは、大体これで以上になってきます。

一回事務局のほうから、全部取りまとめて、何かリプライや、今後の方向性について、何かありましたら、お願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

貴重な御意見をありがとうございます。大きく2つのお話があったのかなと思いますけれども、まず、マルチステークホルダーの関係ですけれども、まさに先生方おっしゃったように、どういう形で健全な市場にしていくかというときに、大事なのは、レポートのところに少し書かれていると思いますけれども、周りの人たちがちゃんと正しい判断をするようにいかにもっていくかというのがあるのかなと思っていますので、なかなか難しいのですけれども、関係者の意識をいかに高めていって動いてもらうかというところが重要かなと思っています。

それから、海外との関係は、我々もEUであったりとか、UKであったりとか、特にUKが同じスピードで進んでいますのであれですけれども、一方で、今、アメリカのほうが、また別な行き方をしています。そういう動きを見ながら日本としての形を見つけていくということだと思いますので、引き続き検討したいと思います。

○依田座長

どうもありがとうございました。

前半の議論は、ここまででございまして、最後に報告書の今後の取扱いについてでございます。

報告書の大枠、方向性については、全く御異議はなかったように見受けております。今後、これをどうやって生かしていくかということに対してのたくさんの方の大きな期待が、事務局のほうに御意見としては、いっぱいありましたので、事務局のほうで、引き続き、お願いいたします。

親会議であります、競争会議への報告を行う最終案の取りまとめにつきましては、御異議ございませんでしたら、私、座長に御一任いただければと思っています。それについては、よろしいでしょうか。

(座長一任につき了承)

○依田座長

どうもありがとうございます。

以上をもちまして、中間報告（案）についての議論を終了いたします。
ここで、数分休憩をとりたいと思います。

（休 憩）

○依田座長

それでは、2つ目の議題に移りたいと思います。
まず、事務局からの御説明をお願いいたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

では、中期展望のほうですが、こちらも事前の説明のほうで大分説明させていただきましたので、簡単に御説明させていただきます。

主に修正箇所の部分でありますけれども、まず、4ページ目ですが、森川先生からも御指摘がありましたデジタル市場というものの定義を書いてみております。上から3つ目の「なお」のところであります。

「データやデジタル技術を活用し、顧客に対して新しい価値を提供するサービスの市場」ということで、要は、そこで動いている人たちが、デジタル・トランスフォーメーションできている人たちが動いているということです。

それから、16ページ目以降「今後目指すべき方向性」のところの記述、事前説明でも御説明しましたように、ここのところを少し丁寧に格調高いかどうかは分かりませんが、丁寧に説明をしております。デジタル市場の変革期について説明を加えた上で、3つの提案をするわけですけれども、3つの提案の関係ですね、時間軸も含め、それぞれ線引きがどうなるか分からない中で、フレキシブルにやっていくと、多角的にやっていくということの趣旨の御説明をしています。

20ページ目でありますけれども、DXのところ、企業文化や人材登用について、20ページ目の真ん中やや下の「DXに当たり」というところで書かせていただいております。

ただ、カルチャーとの関係でのハードルは高いという指摘だけで終わってしまうと前向き感が出ないように思うので、最後のところで、もともと日本の現場の「カイゼン」という強みというのは、このデジタル・トランスフォーメーションで求められるものであり、それが実現されることが期待されるという点を書いております。

22ページ目でありますけれども、DXのところを、もう少し支援するというニュアンスを出せないかということでありましたので、22ページ目の真ん中やや下の「他方で」のところなのですが、これは川本先生からの御指摘もありまして、なかなか経営者の方は悩みがあるということで、この指標を使うと、データが集まってまいりますので、ベストプラクティスなどの情報提供を行っていく点も書いております。

それから、1つ飛んで2つ目の「また」と書いてあるところです。22ページ。

行政自身のデジタル・トランスフォーメーション。これは、4月の末に、総理が指示を出しておりました、政府の中のIT総合戦略室等がありますけれども、こちらが中心になって取り組んでおるものでございます。

それから、ページを飛んでいただきまして、26ページ目の「さらに」というところで、先日、少しデータポータビリティといった視点も入れたほうがいいのではないかという御指摘をいただきました。

まず、ルール整備のところ、データガバナンスのルールの開放という観点でのデータポータビリティあるいはAPIアクセスということが重要だということで、こちらのほうは、デジタル広告のところ、今、御議論いただきましたけれども、個別にこういった観点を取り入れていくといったような形の検討を行っていく旨を書いております。

Trusted Webに関しての話でございますが、こちらのほうは、31ページ目でございますけれども、コアになる部分でございますけれども、Trusted Webというものが、どういうコンセプトなのかということで、上段のほうは、今までと同様でございますけれども、1つ目の○の2つ目のパラグラフ「特に」と書いてあるところで、パーソナリティ・データでありますけれども、プライバシーのお話があって、IoTで、デバイス間でデータのやりとりをして、人が介在しないようなIoT社会にも対応するものであることを、一番コアとなるこの部分に書いて、これは、川濱先生だったと思っておりますけれども、日本の強みにつながるようなアーキテクチャーなのだということを踏まえて書いております。

32ページの辺りは、少し説明を足しておりますが説明は省略いたします。

35ページのエッジのところには、森川先生からの御指摘を踏まえて、エッジについて記載しております。

38ページ目でございますけれども、新型コロナウイルスの関係は、少し説明を書いたほうがいいのではないかということで、ここに書いてありますのは、公益的な観点からのデータ利用、プライバシーのバランスの問題、これはTrusted Webであっても、その構造自体は変わらないと、ただ、例えば、仮に将来、Trusted Webというものが出てくると、2つの点で違いが出てくるということで、1つはプラットフォームを介さずに公的機関と個人がコンセンサスを得ていくことが可能となるという点。もう一つは、個人のデータのアクセスをコントロールできるということが担保されるという点です。

ちょっとマニアックな40ページ目のところ、日本の製造業の強み、多少分かるように、40ページ目の一番下のところで、勝者総取りのところ、産業データの場合という形で明記しながら記載しております。

それから、43ページ目でございます。43ページ目の第2、第3の問題として、これも複数の方から御指摘がありました。2つ目のパラグラフで、要は個人データとか産業データのコントロールに関する制度的な在り方というもの、このTrusted Webの実装の過程において検討していくべき課題であるということを書かせていただいております。

ここでもデータポータビリティに触れたほうがいいのではないかという御指摘も事前

の御説明ではいただいていたのですが、後ほど御議論いただければと思いますので、そこも考えていきたいと思えます。

私からは、以上でございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

今まで議論してきた戦略のところですが、議員の先生方から御意見を伺おうと思っております。

Trusted Webあるいはデジタル・トランスフォーメーションで議論してきた中で、論点が整理されて、立派な報告書に仕上がっていると思えますし、その過程で、こういう新型コロナの問題も発生しまして、次の目標として何をしなければいけないかということも同時並行で進んでいきました。

特に、平常時だけではなくて、緊急時というようなモードの中で、このTrusted Webを考えていかなければいけないところもあります。

そうした中で、例えば、アフターコロナという言葉が事務局からも出ましたが、新しい生活様式という国のスローガンの中で、我々の視点をどう盛り込んでいくのか。

これからますます中期展望的なこの戦略が具体化していく中で、新型コロナの中で、そういう視点も踏まえて委員の先生方から自由な御意見を伺えればと思っております。

それをこの報告書の文章の中にどこまで落とし込むかというのは、いろいろと御意見もあると思うのですが、社会が大きく一変する中で、今だからこそできるために、実行するためという視点で、好きに御議論いただきたいと思いますと思っております。

先ほどとは逆の順番で御意見を、一巡になるかと思えますが、伺っていきます。

泉水先生から、お願いいたします。

○泉水議員

それでは、まず、第1部と第2部のつなぎのところを、もう少し書き加えたほうがよいのではないかと申し上げたところ、丁寧に対応していただきまして、ありがとうございます。

それは、それでさておいて、私のほうは、依田先生のおっしゃった、余り高邁な言葉を発言できないのですけれども、すみません、本当に細かくて申し訳ないのですが、23ページの注の1にEUの専門家の報告書が載っていて、そこでデータポータビリティとか、データインターオペラビリティの重要性を書かれて、これは、競争法の観点から見たデータポータビリティに関する、まさに最も重要な文献というか、その中の1章なのですが、これは引用いただいたのは大変ありがたいと思えます。

ただ、場所がここなのかなという気がしなくはないのですけれども、いずれにせよ、EUにおけるデータポータビリティに関する考え方の基本的な部分が示されているので、大いに競争政策の観点から役に立つのではないかと考えているところです。

また、細かいことで申し訳ありません。次の24ページから、どうしても競争法を専門と

しているものですから、そちらのほうに目が行ってしまうのですが、今後の対応のところの、独禁法等の施行体制の整備のところの①の2つ目の○ですか、こここのところの最初のポツですかね、端緒機能の強化等により複雑な案件の発掘を促進するとともに、それにより増加する案件に対応可能な事件審査体制、企業結合審査体制の整備を行う必要があると、これはそのとおりだとは思いますが、それで、審査部門・企業結合部門の人員の充実となっているわけですが、それはそのとおりだと思いたうのですが、公正取引委員会の課題としては、従来、いわゆる共同行為、つまりカルテル、入札談合を規制することに重点が置かれてきたのですが、今後は、単独行為と言われている規制、審査をどんどんやっていくべきだと、私自身は思っております、それが、まさにデジタルの市場においては、まさに単独行為である私的独占の2条5項の問題が正面から出てきているわけですね。そういう経緯がありますので、どこかに単独行為、私的独占、不公正な取引に対する規制の強化の必要性とか、そのための専門家とか、人員の増員といったことが、具体的にもう少し書いてあったらいいのかなと思っております。単独行為と、企業結合規制ですね、この2つというのが、このデジタル市場の競争政策を考える上では非常に重要であって、この部分、人の増員とともにツールを磨くということが非常に大事ではないかと思っております。

その中で、PhDを持っているエコノミストの採用とか、あるいは任期付職員としての採用とか、そういったようなことというのは、あるいは外部エコノミストを活用するというのが一層必要になってくるのではないかと思っております。

行為類型ごとに審査体制を置いているわけではない、組織も作っているわけではないというのは、そのとおりだと思いますけれども、そうは言っても、何が重要かというのは、正面から書いてあったほうがいいかなと思っております。

簡単ですが、以上です。

なお、間もなく、所用により、退室いたします。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、白坂先生、お願いいたします。

○白坂議員

ありがとうございます。白坂です。

まず、レポートが大変いい形にまとまってきたかなと思っております。難しいテーマで、最初はふわっとした話に、どうしてもならざるを得なかったものが、ここまで明確に文字に起こされてきたというのは、本当に素晴らしいことだと思っております。

すごく細かい修正点が1点と、あと、大きな、修正ではないのですが、これに関してのコメントが1点あります。先ほども少し言ったのですが、これは、本当にスピードが勝負になってきているというのをどんどん感じるようになってきています。海外の人たちもいろいろ話をしていると、海外も、やはりコロナであらゆるものが変わっていくということは、みんな、もちろん気がついていまして、世界でも動きの速い人たちは、

みんなすごい速い動きでどんどん変わっていきこうと、いろんなことに手を打っていきこうとしています。日本がこの分野で少しでも巻き返そうというのをやろうと思うと、先ほど山田先生もおっしゃっていましたが、やはり、ここでどれだけ速く日本も動けるかというところがキーとなってくるのではないかと考えています。

ですので、こういったすばらしいものがまとまってきたからこそ、スピード感というものを上げていかないといけないかなと。

ですので、中で見ていると、すごく面白く読めるのですけれども、中長期も意外としっかり書き込んであるがために、速くやらなければ感が、何となくどれだけ伝わるかというのが少し気になりました。そこだけうまく、やはりスピードの重要性というのは、伝えられればいいかなと思いました。それが全体のコメントです。

それで、1点すごく細かい点なのですが、45ページの本当に一番最後の「当面1年間のアクション」ということで、ありがとうございます、書いていただいた関係機関のところに、例えば、「アーキテクチャーセンター」と書いていただいたのですが、これは、正式名称が決まりまして、先日、経産省からのプレスで出ましたが、「デジタルアーキテクチャー・デザインセンター」という名前に決まりましたので、もし、書くのであれば、正式名称にしておいていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、山田先生、お願いします。

○山田議員

ありがとうございます。

レポート自体は非常に充実していると思います。最初、私は実はweb 3.0の議論などはどう進むのかなと思っていたのですけれども、ここまで具体的に書くと、確かに、コロナ禍もあって、何か動きそうな気もしてきました。エッジコンピューティングは、コロナがきっかけになって社会実験の場ができるのではないかと知っている人もいますし。

それで、45ページなのですからけれども、当面1年間のアクションということで、2つ目の点で「有識者・ベンチャー企業等から成る」というのが書いてあって、ちょっと気になったのが、ベンチャー企業ではなくても、今、日本の大企業も、コロナや構造的な変化を受けて、一時多角化していた事業を一気に集中させたり、入れ替えたり、スワップしたりという事業の見直しを活発にやっていて、ここ12か月ぐらい既に始まっていたものが、株主総会の前で発表される機会も多くなっています。ベンチャー企業も、新しいアイデアが出るという意味では重要とは思いますが、やはり、基礎技術の積み重ねとか、そういう意味では、日本の大きな企業はすごい。もちろん古いインフラを持っている企業だと、自分のシステムと対立してしまうから、余りやりたくないなどというインセンティブが働いてしまうとよくないし、かつ、大企業の中からどれを選ぶのかとか、難しい点はあるか

も知れないですが、ここに来て、大きな母体を持っている日本のテクノロジー、大きな企業を、この議論の中で活用しないのは、必ずしも得策ではないのかなと、使えるものはどんどん使えばよいし、彼らも今、どんどん業態を変更しようとする中で受け皿になりたいのではないかと、というのが1つ。

それから、さっき泉水先生のご発言でふと思ったのですが、独禁法でどんどんやりましようという点について、これはレポートに書いて欲しいという趣旨ではないですが、同じ事件について、日本の当局にも海外当局と同じように違法行為として通報しようとする、日本だと「濫用」の観念がアメリカに近いので、ビジネスの自由vs. 独禁法という価値判断をする際にどちらかと言うと「ビジネスの自由」の側に軍配が上がるように思われ、日本だと当局が打たないが、EUとかスペインとかフランスの当局は調査してくれました、みたいな事例が結構あります。さっきの単独行為の話ですけれども、そもそもその基準自体をどこまで公取が変えるのかなどというところも、本当は、もしこれから古典的カルテルではなくてデジタルのほうに執行が移っていくのであれば、公取の組織の話として議論できるというのかも知れないと、イシューリストの話ですけれども、そう思いました。

以上です。

○依田座長

ありがとうございます。

では、続きまして、増島先生、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございました。

皆様と一緒に、非常に中身が充実していてよいと思っていますという点が一つです。それから、データガバナンスは、IDが大事だという話と、今、総務省さんが、いわゆるeシールですとか、EUのeIDASの日本版みたいなものをやられているのは、全体戦略との関係でどういうふうに把握をしたらいでしょうかという質問をこの会でさせていただいたことをきっかけに、総務省さんと議論する機会をいただきました。その結果、総務省さんのアジェンダは、大企業が本腰を入れて取り組み始めたデジタル・トランスフォーメーションの時間軸と同期した形で、タイムスタンプとか、いわゆるマイナンバーのところもそうですし、eシールのところもそうですけれども、まず、従来の枠組みの中でデジタルIDをやっていきましよう、全体的には、そういうものとして受けとめましたと。

ただ、これもどちらかと言うと、施策を進めていくとプラットフォームモデルになってしまうので、この市場が集中していってしまうと、競争の観点からIDレイヤーに論点が出てきてしまうということになってしまいます。そこで、今回のデジタル市場でも議論していただいたとおり、インターオペラビリティですとか、あとは、ポータビリティ、ほかのところに移りやすくなるというようなモデルを追求していただくのを併せて、総務省さんには検討をお願いするというような議論をさせていただきました。このように整理することによって、全体として、政府が何をしたいのというのが社会からよく分から

なくなるという状態を防げるというか、全体の政府の政策が一貫したものにできるのかなと思います。

ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、森川先生、お願いいたします。

○森川議員

ありがとうございます。

では、ちょっとつぶやきのコメントをさせてください。

先ほどの山田先生の御指摘と少し近いところもあるのですが、大企業への期待というところも、とても重要なことだと思っていて、大企業は、何となくたたかれるのですね。保守的だ、だめだとか、でも結構大企業が経済を支えていますし、あと、アメリカでも、やはり設立がかなり長い、古い会社が、実は、今でも時価総額上位100位になっているということで、やはり、事業をどんどん変えていっているのが、アメリカを実は支えていて、GAFAみたいなものというのは、非常に特殊なものですので、そういうDXというのは、とても重要だろうと。

その際、DXについて、いろいろと言っていていただいています、多様性が重要だと思っていて、DXというと、デジタル人材が重要だと、すぐいってしまいますけれども、AIとかIoTとか5Gなどに詳しい人材だけではDXは進みません。やはり、そういうテクノロジーと現場とをつなぐ人たちが必要で、やはり、そういう多様性みたいなもの、いろんな方々を尊重し合いながら共感を持って進めていくというところが、やはりDXの肝になるのかなと思っております。

これは、報告書をどうこうしろということではなくて、つぶやきみたいなコメントです。ありがとうございました。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、塩野先生、お願いします。

○塩野議員

それでは、これも質問というよりは、コメントになりますけれども、今、私は欧州で活動していて、やはり、対中国に対する懸念というか、企業であったり、懸念というのはすごく増していて、警戒感が増しているというのと、あと、やはり、今後、経済状況がどうなるかと、いろいろと持っている市場の強さというのが大分変わってくるのではないかなというのを、こっちで感じるがあります。

ですので、先ほど、日本市場はプラットフォームが重要だと思うと、山田先生もお話もあったと思うのですが、内外に発信していくときに、やはり、今後、日本の地位が、相対的に、経済のリカバリーが早かったりといった点はうまく使っていくべきなので

はないかというのがあるかなと思いました。

次に、業界という意味では、やはり、今、欧州でテクノロジー系などを見ている、やはり、デジタルヘルスケアというのが今一番注目されていて、逆に、すごく落ちているとか、関心が薄れてしまったのはモビリティです。やはり、移動しないので、大分モビリティ関連はデジタル、Uberみたいなものですね。あっちが少し落ちてきたかなというのがあります。

それで、企業という意味では、今、いろんな企業の経営者とかと話しても、今まで片手間ではないですけれども、横でやっていたデジタルが、全てが、それが主流になってしまって、今、こうやって皆様方とお話をしているのも、遠隔で、デジタルでやっているわけで、これがメインところになってしまったときに、やはり、今までの議論にあったトラステットな仕組みというのをどれだけ作れるかというので、まさに、今、この議論が、企業経営者からしてもメインに来たなという思いを持っていますので、それで、今、お示しいだたいしている短中期的なところですか、うまく出していきたいと思っています。それは、内外の発信とか、ネットワークの形成とか、そのところですね。いきなり、今、メインに来て、バッテリーボックスに入ったなという感じがしますので、どうぞ、よろしく願います。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、伊永先生、お願いします。

○伊永議員

私も、デジタル広告の報告書に続いて、非常に質の高い、優れたレポートになっていると思います。

そういう意味では、余り記載ぶりがどうこうということはありませんが、その中でも、白坂先生が言われたように、スピード感が重要というのは、やはりすごく大事な点だと思います。それは、全体の政策を通じてもそうですけれども、公正取引委員会の執行についても当てはまることだと思います。

その点、泉水先生が言われた公取委の執行体制の強化に、私も賛成いたします。内外の専門人材の活用であるとか、職員の養成が、非常に重要な点になっていると思いますし、そういったものを通じてでない、執行スピードも上がらないと思います。

また、山田先生からアビューズ概念の整理の御指摘がありましたけれども、これは、公取委事務局への要望というよりは、多分、我々研究者に向けられたものなのではないかと、胸にぐさりと刺さりましたが、おっしゃっていることは、そのとおりだと思います。経済効率と公正・正義とのバランスを法目的に基づいて整理し直さないといけないのではないかと、という御指摘だと受けとめました。我々研究者もスピード感をもって、この点を研究していかなければいけないのだなという思いを新たにしました。

最後に、1点、抜け落ちがちな論点として指摘をするならば、マルチホーミングの効用

を、どこかに書いたほうがいいのではないかと思います。

巨大プラットフォームが、それぞれの顧客接点を起点として横展開していく中で、GAFAとGAFAが重なり合って競争をすることもあります。つまり、巨大IT同士の競争というのも非常に重要な点だと思いますので、その巨大IT同士の顧客争奪の中で、GAFAからGAFAに乗り換える、もしくは別の巨大ITでもいいのですが、スイッチングコストを下げた顧客の選択を容易にするというのが、1つの方策になります。その象徴がデータポータビリティの導入だろうと思います。

もう1つの方策が、マルチホーミングであって、ネットワーク効果を維持しながら競争効果も享受できるという点で重要です。事業者は、顧客を囲い込む観点からマルチホーミングを妨げようとするので、この行為についての警鐘を鳴らすという点が、特に抜け落ちがちなので、どこかで補足しておく、よりよい報告書になるのではないかと考えます。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、川本先生、お願いします。

○川本議員

私からも、ほかの先生方とかぶる部分があるのですが、全体としては、これまでの軟らかくなりがちなしディスカッションを非常によくまとめていただいて、充実した内容になっていると思いました。

さらに、その後の議論の過程で、昨今のコロナの状況等も踏まえて、そういう観点も入れていただいて、さらに、これまでの議論の各先生方のコメントも反映されていますし、取りまとめ、本当にありがとうございました。

何名かの先生からも出ていましたけれども、ここで書かれている今後の対応方針みたいなところに関しては、全く異論はなくて、そこをどれだけスピード感をもってやっていけるかということだと思います。そのスピード感をもって対応していくところが、強くメッセージとして出るといいなと思いますし、どうやってスピード感を上げていけるのかというのは、引き続き、みんなで議論していくべきポイントなのかなと思っています。

あと、細かいところで1点だけ、デジタル市場のリスクの4番目として、デジタル・ヘヴィネスが出てくるのですが、ここは、書いてある内容がどうこうというよりも、書きぶりの話で、クラウドの仕組みでは十分に対応できないというような書き方がなされているのですが、一方で、プラットフォーマーも彼らなりに、いろいろレジリエンスの向上やセキュリティ対策等々を、彼らとして前向きな対策を進めてきているところもあるので、そういった前向きな取組もある程度書いていただいた上で、ただ、そのクラウドの仕組みだけでは十分に対応できないのでというような入り方のほうが、少し前向きなメッセージになるのかなと思いました。

このデジタル・ヘヴィネスの43ページ目ですかね、その対応としてはエッジとクラウド

を組み合わせて対応していくというようなどころを書かれていて、それはそのとおりだと思うので、その前段階のところの課題のところの書き方が若干プラットフォームに対して、厳し過ぎる書き方になっているのかなと思ったので、その辺、彼らも重要なプレイヤーですので、プラットフォームとしての前向きな取組をきちんと評価してあげているところが伝わるといいかなと思いました。

あくまでも書いている内容が間違っているわけではなくて、書きぶりの話です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

続きまして、生貝先生、お願いします。

○生貝議員

ありがとうございます。

まず、非常に充実したレポートで、私自身、非常に分かりやすく読ませていただいたところ です。

それで、具体的にどう御反映いただくかというところは、また別として、少しふわっとしたことを短く3点ぐらい感想、コメントとして申し上げさせていただきます。まず、1点目は、さきほどのデジタル広告のところに対するコメントでもあるのですが、最後に山田先生がおっしゃっていたことは、非常に重要だと思っていて、といいますのも、今回、やはり全体として共同規制的な手法を、おそらく非常に重視される形になっていると思います。

おそらく取引透明化にしても、あるいは広告も、おそらくそういう形で行くし、それ以外もというふうに言ったときに、これは、最近少し改めて、この分野の研究者としてしばしば言うことなのではございますけれども、共同規制は常に最善の方法では絶対にはあり得ないということ です。

あれは、どちらかというところ、性質としては、今まで直接規制か自主規制かの二択だったところに、その中間段階をどんどん切り開いてオプションを増やしていこうといったような側面が強いところ、やはり、目的があって、そして、その手段でしっかり解決されているのかということ、しっかりモニタリングする、それで解決されていけばよいし、解決されないのであれば、さらなるアクションを取ることを大前提としています。

このことは、ヨーロッパのPtoB規則の中でも、見直しに関わる条項を含めて、そこを強調されているところでもありますけれども、やはり、それが動的なデジタル市場を適切にガバナンスしていく上での前提であって、そして、そういったコミットメントこそが、プレイヤーの側の、自主的にしっかり問題を解決していくことのインセンティブを引き出すことにもなる。このソフトロー的アプローチの使い方として、動的であること、そして、モニタリングを通じて、枠組み自体の適切性を常に評価していく姿勢というのが、全体として見ると、このソフトローは、なぜ、こういうアプローチを、まずは採っているのかということが伝わりやすいのかなと考える次第です。

2点目としまして、データポータビリティーのところを触れていただいております。

そして、このことについても、今まで先生方からお話があったところ、全体として大変同感でございます、データポータビリティーは、結構、狭義の言葉と多分捉えられるところがあって、個人的には、この会議の前身と言ってよろしいですかね、泉水先生が座長で、経産省、総務省、公取委で開催していたデジタルプラットフォーム取引環境整備検討会の中で、まさに取引透明化の在り方と、データの開放・移転というものが双子で取り扱われて、オプションというのも出されているわけでありまして。

デジタルプラットフォームがデータを非常に大きく集積する、それは、当然正当なビジネスである中で、しかし、それをどう開放・移転可能としていくのか、それは、おそらく狭義のデータポータビリティー、そして、巨大なプレイヤーにはインターオペラビリティーも含めてしっかり対応していただくといったようなことのほかにも、もしかすると、データによっては、FRAND条件でのアクセスを必ず確保していただくとかを含めた、広い意味でのデータの開放・移転、データアクセスをどう向上させていくかといったような観点の中に、その手段の重要な一類型としてポータビリティーがあるという位置づけなのだろうと考えているところです。

そして、その前提で、ポータビリティーも非常に様々な性質があるところなのですけれども、関連して、後半の、いわゆるTrusted Webの中で、先ほど成田様からも少しご言及いただいたところなのですけれども、個人的に、こうした自律分散協調のアーキテクチャーで、一番中核的な装置になるのが、このデータポータビリティーであり、データの開放・移転であると考えています。

だから、そこの関連性というのも、もしかすると、少し触れていただいているのかなということと、あとは、それから、やはりデータポータビリティーと、今、日本だと情報銀行と呼ばれるような取組というのは、やはり、極めてセットで考えられなければならない。個人的には、中長期的には、それこそ、今、ソフトローでやっている情報銀行の取組も、情報銀行法のようなものを作って、少し国際的にもいろいろ議論があるところなのですけれども、そこには本当の意味でのハードなフィデューシャリー・デューティーをかけることも考えられると思っています。結局、個人は自分のデータを自分でコントロールなどできないわけですから、本当の意味での分散的なアーキテクチャーにおいて、個人のコントロールを手助けする信頼できるプレイヤーをどう育成していくかというのが、私は情報銀行と呼ばれる政策の本当の意味だと思っているところがあります。

そうしたところを具体的に触れていただくかどうかはとかくとしても、やはりかなり具体的な道筋というのは、すでに幾つか進められてきているのだと思います。

それで、関係してすごく細かいところなのですけれども、例えば、30ページなどで、データが本来帰属する主体という言葉がたびたび出てきて、これは、おっしゃっていることは、すごくよく分かって、私自身も趣旨としてすごく共感するところなのですけれども、

やはり、例えば、個人データにしても、データは、誰かに帰属することを前提としてどこまで考えられるのかなというの、いろいろな議論があると思います。

知的財産、著作権などであれば、当然、誰かへのアトリビューションを前提として制度を作られているわけですが、個人情報保護法にしてもGDPRにしても、データが個人に帰属することを前提として作っているわけでは必ずしもない。産業データなどにしても、ヨーロッパのほうでもしばらく、いわゆるデータプロデューサーズライトですとか、まさにデータオーナーシップのような議論を正面から取り扱った制度を作るべきかということで一時期議論していたのですけれども、そういう誰かのものだというアプローチではなくて、いかにそのデータをより広くアクセスできるようにしていくかを重視するようになっている。そして、当然、プライバシーですとか、問題のあるところはしっかり押さえていくと。

本人も例えば、自分のデータは使うことができるといったような形で、今、様々な制度設計をしてきているところ、誰かに帰属するというイメージを念頭に構築していくところと、多分、そうではないところというのがあるのだろうなというのが2点目です。

3点目は、これも最初に申し上げたところと関わるのですけれども、やはり、デジタルプラットフォームの問題は、情報流通の全体の基盤を担うものだということです。

そうしたときに、ここで念頭に置いている市場競争の問題というのは、本当に様々な問題に関わってくる。プライバシー、パーソナル・データの問題も取引透明化法で扱えるかといったような問題を含めて議論があるところですが、例えば、パーソナル・データの問題は、ほとんどディスインフォメーション、フェイクニュースの問題と表裏一体であり、もともとケンブリッジ・アナリティカの問題はそうした問題でしたし、ディスインフォメーションのような話になってくると、それは違法・有害コンテンツ、オンラインハームのようなものにどう対応するか、いわゆるプロバイダー責任法制の議論と、どうしても一つながりになってくる。

このデジタル市場競争本部は、市場競争を中心に扱うのは、もちろん前提でありつつも、デジタルプラットフォームに関して、おびただしく議論されている課題の、ある種、司令塔としての役割を、個人的に、いろいろな会議に参加していても期待している部分というのがすごくあります。

関連するアプローチ、関連する政策領域、当然、それぞれ独自にやっていかないといけないわけですが、さきほど少し申し上げたように、アルゴリズムの問題を1つとっても、例えば、多分、グーグルさんが5個の役所とばらばらにやりとりをしなければならぬ。それは仕方がないのだけれども、せめて、そこに一貫した、ちゃんとコーディネートされた見取り図というのを誰が作るのかといったら、多分、ここなのだろうと、私は個人的に期待しているところです。そういったような広く、今、デジタルプラットフォームに関して重要だと言われている問題に関しては、ちゃんと目配せをしたような形で書かれると、この会議の位置づけというの、全体との有機的なつながりが見えてくるのかな

と感じているところです。

○依田座長

どうもありがとうございました。

私も本当に一言だけつけ足すと、今回のコロナ問題で、行動変容というのは、社会的なキーワードになって、そんな人間8割接触削減などというて、1週間、2週間はもつと思ったのですけれども、さらに1か月を超えて、自粛ということを強いられていて、人間の持っている本来であるところの忍耐力とか、限界を超えたところまでよく頑張ってきて、これから次の1か月できるかという、もう無理な状態に来ている。今回、我々がずっと議論させていただいたデジタルというのは、人間のなかなか変えられない限界をどうやって補完していくかというところになってくる。そういう意味では、目の前の新型コロナの問題でも明らかになっている人間の限界というのを優しくサポートするものとして、このデジタル市場や、今後のトランスフォーメーションとしても考えていくという視点に持っていきたいと思っております。

事務局のほうにマイクを戻す前に、参加して、傍聴いただいている関連監督官庁の方、経済産業省、総務省、公正取引委員会、個人情報委員会あるいは消費者庁、コメント等ございませんか。

○総務省

総務省でございます、よろしいでしょうか。

増島先生あるいは生貝先生、ほかの皆様からも当省の取組についても言及いただきまして、誠にありがとうございます。

お話にもありましたように、例えば、プラットフォームサービスの研究会あるいはその下でのトラストサービスに関する検討、こういったものに関しても、全体としてやっていくことが大事だということの御指摘もいただきました。

それから、例の3省協議会からやっておりましたデータポータビリティに関する検討につきましても、まさしくここで改めて1つの大きな課題と、さらにまた、ポータビリティも、それ単体というよりは、全体としての位置づけの中のパスとしても重要だと、そういう認識も御議論いただきました。

この御指摘いただいた点も含めまして、私どもとしても検討を進めていく部分につきまして、積極的に検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございます。

ほかに傍聴いただいている各省庁から、コメントあるいは意見はございませんか。

それでは、事務局のほうから、今まで、戦略について議論が出まして、何かリプライや、今後の見通しについてありましたら、よろしくお願いたします。

○成田審議官

ありがとうございます。

何人かの方から出たスピード感というところは、確かにそのとおりでありますので、それは政策の中で、そういうメッセージを出したいと思っております。

それから、山田先生からのご指摘で、大企業の位置づけについてですが、大企業を外すという趣旨ではなかったのですが、特に、大企業においても解決しなければいけない課題を抱えていらっしゃるとも考えております。日本のテクノロジーを考える上で、大きな企業をこの議論の中で無視しているものではございませんので、誤解のないように記述したいと思います。

アーキテクチャーセンターの名前も了解いたしました。

伊永先生からいただきました、マルチホーミングの点も少し書き加えるような形で考えてまいります。

それから、エッジ、クラウドのセキュリティーについてのご指摘についても承知しました。

それから、データの帰属について、確かに一番肝心なところでありまして、あくまでもデータが帰属というよりは、データコントロールが帰属という趣旨なのですけれども、これで読むと確かにデータの帰属と書いてあるので、何かうまい書き方ができないか、もう少し考えてみたいと思います。

最後に、生貝先生からの御指摘であります。我々内閣官房でありますので、いろんな視点の政策を行うべき立場でありますので、これは、むしろこれからの取組の中で、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○岩成審議官

独禁法関係も何点か御意見をいただきました。

例えば、泉水先生、体制の関係で、単独行為のところに対する取組の重要性ということで御指摘いただきました。書きぶりは、また、考えてみたいと思います。

それから、山田先生から、アビューズの考え方のところ、これは、なかなか難しい問題でありまして、先生御存じのとおりわけですけれども、アメリカはまた違う考え方を取りということで、国によってかなりばらつきもあるところだと思います。少し長い目で見なければいけない宿題なのかもしれませんが、問題意識は了解しました。

あとは、伊永先生のマルチホーミング、これもちょっと何かしら書くことができないかというのは検討してみたいと思います。

あと、広告のところ、泉水先生から独占的状态、8条の4の話も少しありましたけれども、先生もちらっとおっしゃっていたように、ハードルはいろいろあるのかなという気はいたします。つまり、要件に合うかどうかというところでは、難しい問題もあるかもしれません。ただ、これも先生の問題意識として受けとめたいと思います。

私からは、以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

そろそろお時間でございます。本日は、多様な御意見をいただきました。

最後に、このレポートの今後の取扱いについてですが、レポートの大枠・方向性については、御異議がなかったように考えております。親会議であります競争会議へ報告を行う最終案の取りまとめについては、御異議がございませんでしたら、私、座長に御一任ください。それでよろしいでしょうか。

(座長一任につき了承)

○依田座長

どうもありがとうございます。

では、最後に、事務局のほうから連絡がありましたら、お願いいたします。

○成田審議官

今日も長時間ありがとうございました。

今、座長のほうから2つのレポートにつきまして、御了承を皆様からいただいたということかと思いますので、この後、個別の修正について、場合によっては、個別の委員にご相談をしてみたいと考えております。

この後、我々のプロセスとしては、関係するデジタル市場競争会議のメンバーからのご指摘など、修正が入る可能性もございますので、その点も含めて、再度、ご連絡したいと思っております。

それから、この後、この2つのレポートにつきまして、できましたら、親会議の競争会議に諮った上で公表したいと思っておりますので、現下の情勢でございますので、できますれば、6月の中旬のどこかのタイミングでとは思っておりますけれども、もう少し先になるかもしれませんが、時期については皆様にお知らせしたいと思っております。

最後に、この2つの議論については、これまで時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

この後、競争会議で取りまとめが出た後の、このワーキンググループですけれども、また、次のテーマというか、今のテーマも含めて、次回はどういう形にするかというのは、またご相談いたします。

以上でございます。

○依田座長

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了いたします。

どうもありがとうございました。

以上